

土砂災害に備える

近年、大型の台風や豪雨等の異常気象により、山腹崩壊、崩壊土砂の流出、落石などの山地災害が多発しています。

自分や家族の命を守るため、日ごろからの備えと早め早めの判断、町からの注意情報へご理解をお願いします。

6月は「土砂災害防止月間」です

○危険箇所と避難経路の確認を

日ごろから家の周りなどの危険箇所の状態に注意しておきましょう。
また、避難場所や安全な避難経路の確認も重要です。

○激しく降る雨に注意を

1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上になったら要注意です。
テレビ・ラジオの気象情報に注意しましょう。

○土砂災害の前兆現象に注意を

- (1) 山鳴り、地鳴りがする。
- (2) 川の水が急に濁り、流木が混ざり、転石の音がする。
- (3) 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- (4) がけから小石がバラバラ落ちてくる。
- (5) 井戸や沢の水が濁る。
- (6) がけや斜面から水が噴き出す。
- (7) 地面に亀裂や段差ができる。

○早めの避難を

土砂災害警戒情報などが発表された場合、深夜であろうともかわねフォンや屋外子局などで住民の皆さまへお知らせします。役場から避難勧告および避難指示が発令された場合、身を守るための行動をお願いします。

治山パトロールを実施します

土砂災害などを未然に防止するため、治山施設の点検や周辺の山林の状況についてのパトロールを実施します。

最近では想像もつかないような局地的大雨が多発しており、未然に災害を防ぐための治山パトロールの重要性が高まっています。周辺で落石の危険が感じられる場所がありましたら、ご連絡ください。

パトロール実施期間中は、農林事務所職員や役場担当職員などが、実際に山林に立ち入って現況調査を行います。周辺住民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

〈期 間〉 6月1日(木)～15日(木)

〈範 囲〉 町内全域




山地災害危険地区を確認しましょう

災害に備えるためには、山地災害のおそれのある箇所がどこにあるのかを知っておくことが、とても大切です。身近に危険な箇所があるかどうか、日ごろから確認しておきましょう。

○「山地災害危険地区」とは？

山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものです。

山地災害危険地区は、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分されています。

<p>「山腹崩壊危険地区」 山腹崩壊によって公共施設または人家に直接被害を与えるおそれのある地区です。</p>	
<p>「崩壊土砂流出危険地区」 山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂または火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設または人家に被害を与えるおそれがある地区です。</p>	
<p>「地すべり危険地区」 地すべりが発生している、あるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設に被害を与えるおそれのある地区です。</p>	

※山地災害危険地区は、法律に基づく指定ではなく、山地災害危険地区の設定による規制はありません。山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区を知っていただき警戒避難等の早期対応をすることで、災害の発生を未然に防止するために設定しています。

〈内 容〉 人家や公共施設に近接した治山施設の損傷調査、林地および保安林内の現況調査、地域住民への防災意識の啓発活動(パンフレット配布など)

〈実施者〉 農林事務所、役場建設課

【問】山地災害危険地区・浸水箇所・治山パトロール

建設課・建設事業室 ☎(56) 2227
 県志太榛原農林事務所・治山課 ☎054(644) 9245
 県庁森林保全課 ☎054(221) 2648
避難場所・防災
 総務課・自治防災室 ☎(56) 2220

